

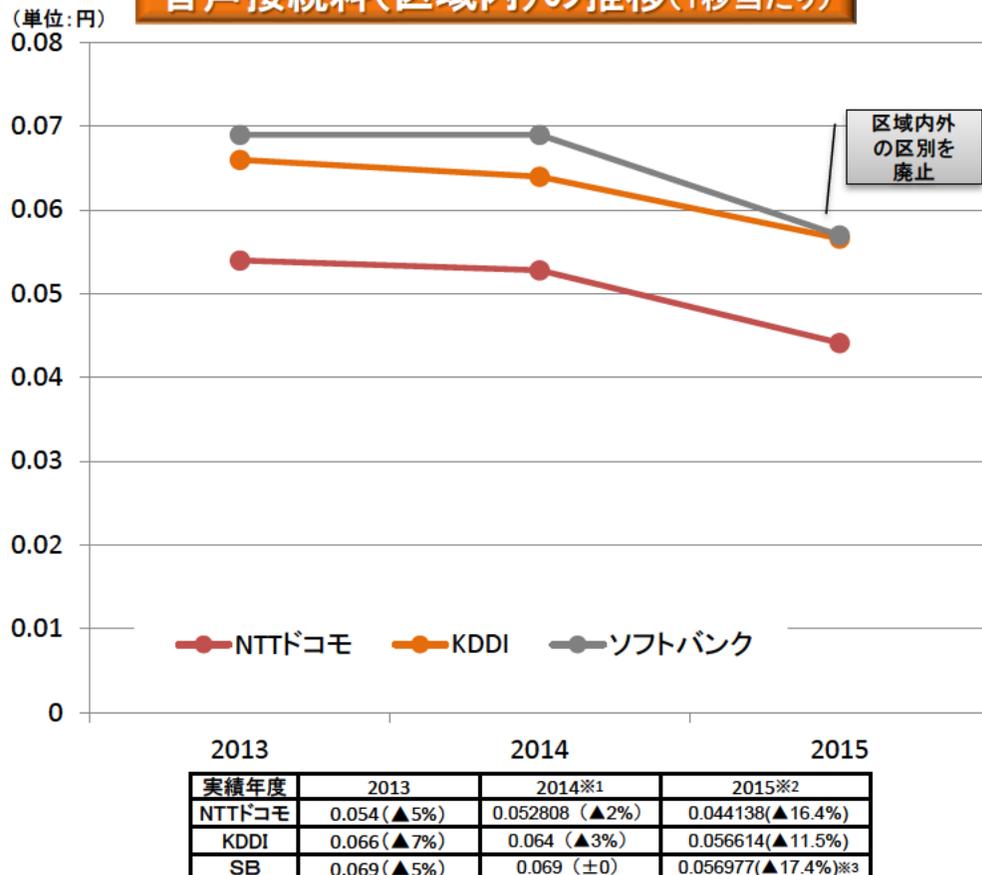
第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の
平成27年度算定期間の接続料の
変更の届出の概要について

平成29年4月

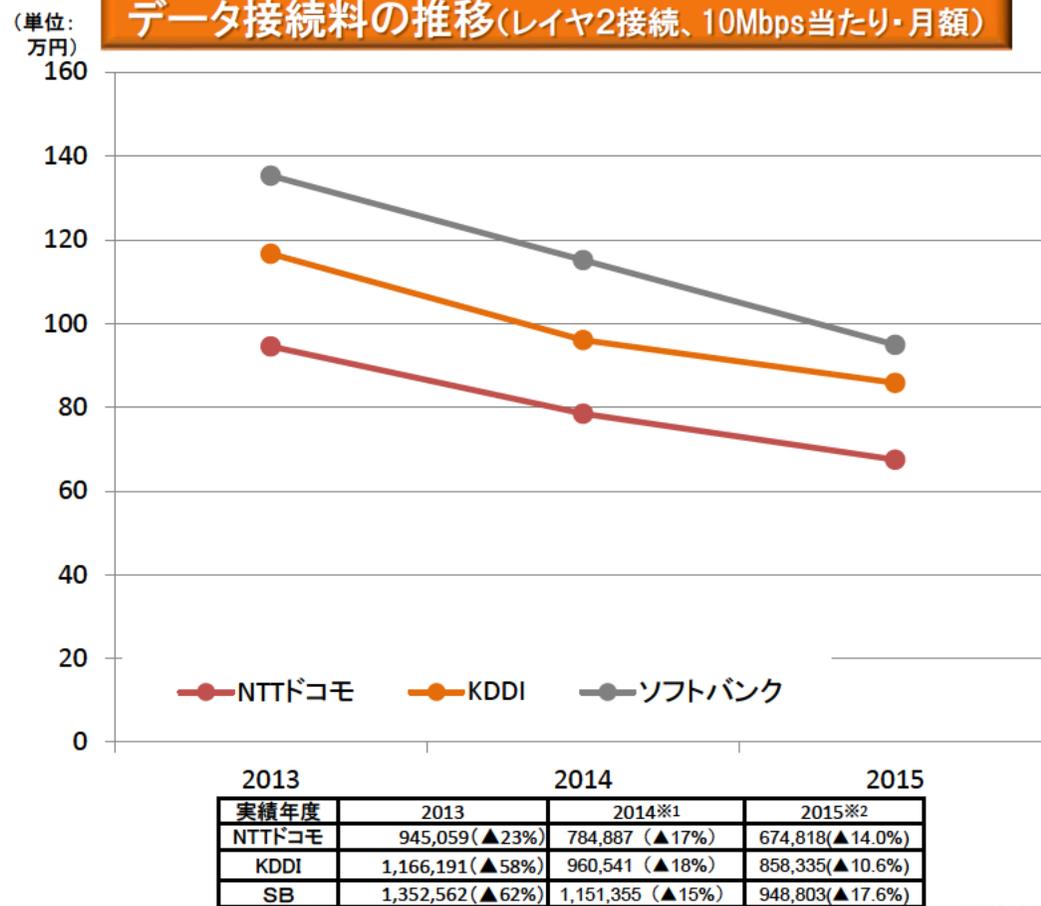
モバイル接続料の推移

- 2015年度算定期間の接続料は、対前年度比で、音声は約12～17%減、データは約11～18%減となった。
- 算定方法を適正化するための省令改正（平成29年2月15日）により、2015年度算定期間の接続料は、従来の算定方法に比べ低廉化。

音声接続料(区域内)の推移(1秒当たり)



データ接続料の推移(レイヤ2接続、10Mbps当たり・月額)



* 各実績年度に基づく接続料は、概ね実績年度の翌年度末に届出がなされ、原則、各実績年度の翌年度期首以降の接続協定に関して遡及精算される。ただし、2013年度以降の実績に基づくデータ接続料は各実績年度の翌年度ではなく、当該年度の期首以降の接続協定に関して遡及精算される。従って、2014年度の接続協定は、最終的に、2013年度実績に基づく音声接続料及び2014年度実績に基づくデータ接続料で精算される。

※1 2014年度の接続料は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。

※2 2016年2月に施行された第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令に基づき、利潤の算定方法が変更された。

※3 2015年4月1日にワイモバイルがソフトバンクに吸収されたため、2015年実績値にはワイモバイルの値も含まれている。また、2015年度算定期間からソフトバンクは区域内外の区別を廃止した。変化率は前年度の区域内接続料との比較。

- モバイル接続料の対前年度変化率に占める接続料算定方法変更の影響を試算した結果、音声伝送交換機能・データ伝送交換機能共に最大4割程度となった。

委員限り

	音声伝送交換機能(円/秒)			データ伝送交換機能(円/10Mbps・月)		
	ドコモ	KDDI	ソフトバンク	ドコモ	KDDI	ソフトバンク
2015年度算定期間の接続料	0.044138	区域内 0.056614 区域外 0.071124	0.056977	674,818	858,335	948,803
対前年度変化率	-16.4%	区域内 -11.5% 区域外 -11.1%	-17.4%	-14.0%	-10.6%	-17.6%
対前年度変化のうち接続料算定方法変更の影響が占める割合						

※KDDIの音声接続料は、日本全国を10ブロックに分け、同一ブロック内の通話に区域内料金、異なるブロック間の通話に区域外料金を適用。
 ※ソフトバンクの音声接続料は、平成27年度算定期間から区域内外の区別を廃止した。対前年度変化は前年度の区域内接続料との比較。

- 二種指定設備設置事業者の接続料の上限値については、「第二種指定電気通信設備接続料規則」（二種接続料規則）において規定。
- 今後の接続料の適正性を確保するべく、「自己資本利益率」の算定に用いられる「 β 」の算定方法を統一かつ具体的に定める省令改正を実施（平成29年2月15日）。

二種接続料規則（第9条第4項）の改正内容

① β の算定方法

- 現時点で移動通信事業の比率が最も高いNTTドコモの株価を元に算出する算定方法を、告示で具体的に規定。

② β の上限値

- NTTドコモの事業多角化等により、算定された β が本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性があるため、移動通信事業の安定性を考慮し、 β の上限値を、主要企業の平均である「1」とする。

③ 見直し時期（附則）

- 移動通信事業の環境変化等により、上記の算定方法が合理的でなくなる可能性もあるため、省令施行後3年を目途として見直しを検討。

④ 適用時期（附則）

- 2015年度算定期間の接続料から適用。

二種接続料告示※（第3条：追加）で定める β の算定方法

※平成28年総務省告示第110号

「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法

- NTTドコモの株価 β からNTTドコモの財務状況に係るリスクを排除（アンレバー）した β を算定し、これに対して各社の財務状況に係るリスクを勘案（リレバー）したものをを用いる。

株価 β 算出のための株価の計測期間等

- 株価 β 算出のための株価は、3年間の計測期間、日次の採録頻度で取得したものをを用いる。

「事業者の財務状況に係るリスク」の勘案方法

- 一般的に用いられている方法を元に、アンレバー・リレバーの具体的な算定式を規定。
- アンレバーはNTTドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いた資本構成比を使用。